

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,399,999
第四種優先株式	64,500
第八種優先株式	85,500
第十三種優先株式	5,000,000
計	19,549,999

(注) 1. 平成20年3月14日付取得請求により、第三回第三種優先株式の全株に当たる53,750株および第九回第九種優先株式の全株に当たる121,800株を取得のうえ、平成20年3月25日付にて消却を実施したことにより、第三種および第九種の優先株式は消滅しております。

2. 平成20年6月25日に第6期定時株主総会決議をもって変更した当行定款第6条に次のとおり規定しております。

「当銀行の発行可能株式総数は、1,954万9,999株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

普通株式	1,439万9,999株
第四種の優先株式	6万4,500株
第八種の優先株式	8万5,500株
第十三種の優先株式	500万株」

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,294,633	同左	-	当行における標準となる株式(注)1
第二回第四種優先株式	64,500	同左	-	(注)1、2
第八回第八種優先株式	85,500	同左	-	(注)1、3
第十一回第十三種優先株式	3,609,650	同左	-	(注)1、4
計	11,054,283	同左	-	-

(注)1. 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

2. 第二回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万2,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万1,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第四種および第八種の各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

3. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万7,600円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年8月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は1株につき200万円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第四種および第八種の各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

4. 第十一回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万6,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。優先株主に対しては、上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成20年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき20万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を200で除した額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算し、得られた額を200倍した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、第四種および第八種の各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金 残高(千 円)
平成15年6月24日 (注)1	-	8,186,964,612	-	1,070,965,000	1,012,982,745	258,247,419
平成16年10月19日 (注)2	8,175,889,928	11,074,684	-	1,070,965,000	-	258,247,419
平成17年8月1日 (注)3	56,430	11,131,114	-	1,070,965,000	-	258,247,419
平成17年8月29日 (注)4	258,120	10,872,994	-	1,070,965,000	-	258,247,419
平成17年10月1日 (注)5	-	-	-	1,070,965,000	72,086,815	330,334,235
平成17年11月18日 (注)6	0	10,872,994	-	1,070,965,000	-	330,334,235
平成18年8月1日 (注)7	37,231	10,910,225	-	1,070,965,000	-	330,334,235
平成20年3月14日 (注)8	319,608	11,229,833	-	1,070,965,000	-	330,334,235
平成20年3月25日 (注)9	175,550	11,054,283	-	1,070,965,000	-	330,334,235

(注)1. 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。

2. 当行は、平成16年9月17日の臨時株主総会および種類株主総会において、親会社たる株式会社みずほホールディングスおよび株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容との相互関係の統一・整備を図ること等を目的として、各種株式の併合を決議いたしました。

当該株式併合の内容は、以下のとおりであります。

- (1) 普通株式1,000株を1株に併合。
 - (2) 第二回第四種優先株式、第三回第三種優先株式、第四回第三種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、第九回第九種優先株式および第十回第十種優先株式1,000株を1株に併合。
 - (3) 第十一回第十三種優先株式200株を1株に併合。
- なお、株式併合の効力発生日は、平成16年10月19日であります。
- 以上により、発行済株式総数が8,175,889,928株減少いたしました。
3. 平成17年8月1日に第五回第五種優先株式18,810株が普通株式75,240株へ一斉転換したことに伴い、発行済株式総数は56,430株増加いたしました。
 4. 平成17年8月29日に実施した自己株式買受けによる取得および消却により第四回第三種優先株式53,750株、第六回第六種優先株式25,570株、第七回第七種優先株式57,000株、第十回第十種優先株式121,800株が減少したことに伴い、発行済株式総数は258,120株減少いたしました。
 5. 株式会社みずほコーポレートおよび株式会社みずほグローバルとの合併(合併期日平成17年10月1日、合併の日平成17年10月3日)により、資本準備金が72,086,815千円増加いたしました。
 6. 平成17年11月18日に自己株式として保有していた普通株式の端株0.612株を消却したことに伴い、発行済株式総数は、10,872,994株となりました。
 7. 平成18年8月1日に第六回第六種優先株式31,430株の一斉取得および消却を実施し、これと引換えに普通株式68,661株を交付したことに伴い、発行済株式総数は37,231株増加しております。
 8. 平成20年3月14日に取得請求を受けた第三回第三種優先株式53,750株および第九回第九種優先株式121,800株を取得し、これと引換えに普通株式319,608株を交付したことに伴い、発行済株式総数は319,608株増加しております。
 9. 平成20年3月25日に第三回第三種優先株式53,750株および第九回第九種優先株式121,800株を消却したことに伴い、発行済株式総数は175,550株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				7,294,633				7,294,633	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第二回第四種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				64,500				64,500	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第八回第八種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				85,500				85,500	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第十一回第十三種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				3,609,650				3,609,650	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

(6) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	7,294,633	100.00
計		7,294,633	100.00

第二回第四種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

第八回第八種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

第十一回第十三種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,609,650	100.00
計		3,609,650	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 3,759,650		各種の優先株式の内容は、 「1. 株式等の状況」 「(1)株式の総数等」 「発行済株式」 (注)2~4に記載のとおりであります。 (注)
第二回第四種優先株式	64,500		
第八回第八種優先株式	85,500		
第十一回第十三種優先株式	3,609,650		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,294,633	7,294,633	当行における標準となる株式であります。(注)
端株			
発行済株式総数	11,054,283		
総株主の議決権		7,294,633	

(注) 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当する優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(億円)
当事業年度における取得自己株式(注)	175,550	
当期間における取得自己株式		

(注) 当事業年度における取得自己株式は、平成20年3月14日に第三回第三種優先株式の全株に当たる53,750株および第九回第九種優先株式の全株に当たる121,800株の取得請求を受けて取得したものであります。この取得と引き換えに当行普通株式319,608株を交付しているため、取得価額はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(億円)	株式数(株)	処分価額の総額(億円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式(注)	175,550			
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数				

(注) 当事業年度において消却の処分を行った自己株式は、平成20年3月14日に取得した第三回第三種優先株式53,750株および第九回九種優先株式121,800株を平成20年3月25日付にて消却したものであります。当該優先株式の取得は普通株式の発行と引き換えに実施したものであるため、処分価額はありません。

3【配当政策】

剰余金の配当に関しましては、財務体質強化の観点から内部留保の充実に意を用いつつ、業績等を勘案しまして決定させていただきたいと考えております。

当行は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うこととしており、その決定機関は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき普通株式につき1株当たり18,571円、各種優先株式につきましては、それぞれ所定の1株当たり配当額とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、将来の事業発展および財務体質の強化のための原資として活用してまいりたいと考えております。

なお、当行定款第50条に「当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。」旨規定しております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成20年6月25日 第6期定時株主総会決議	普通株式	135,468	18,571
	第二回第四種優先株式	2,709	42,000
	第八回第八種優先株式	4,069	47,600
	第十一回第十三種優先株式	57,754	16,000
	合計	200,001	

4【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役頭取 (代表取締役)		齋藤 宏	昭和19年3月29日生	昭和41年4月 日本興業銀行入行 平成6年6月 取締役営業第六部長 平成7年5月 取締役東京支店長 平成9年2月 常務取締役 平成11年6月 常務取締役コーポレートバンキングユニット長 平成12年6月 常務取締役 平成12年9月 みずほホールディングス(現みずほフィナンシャルストラテジー) 常務執行役員大企業・金融法人ビジネスユニット長 平成14年1月 取締役兼常務執行役員大企業・金融法人ビジネスユニット長 平成14年4月 取締役(平成19年4月まで) 平成14年4月 当行取締役頭取(現職) 平成15年1月 みずほフィナンシャルグループ取締役(現職)	平成19年6月 から2年	
取締役副頭取 (代表取締役)		黒田 則正	昭和24年7月7日生	昭和48年4月 富士銀行入行 平成14年4月 当行常務執行役員営業担当役員 平成15年3月 常務執行役員プロダクツユニット統括役員兼営業担当役員 平成16年4月 常務執行役員インターナショナルバンキングユニット統括役員 平成17年4月 常務取締役インターナショナルバンキングユニット統括役員 平成19年4月 取締役副頭取(現職)	平成19年6月 から2年	
取締役副頭取 (代表取締役)	内部監査統括 役員	佐藤 康博	昭和27年4月15日生	昭和51年4月 日本興業銀行入行 平成14年4月 当行国際企画部長 平成14年12月 インターナショナルバンキングユニット統括役員付シニアコーポレートオフィサー 平成15年3月 執行役員インターナショナルバンキングユニット・シニアコーポレートオフィサー 平成16年4月 常務執行役員営業担当役員 平成18年3月 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員 平成19年4月 取締役副頭取内部監査統括役員(現職)	平成19年6月 から2年	
取締役副頭取 (代表取締役)		宮本 裕	昭和28年1月23日生	昭和51年4月 第一勧業銀行入行 平成14年4月 みずほ銀行業務企画部長 平成15年4月 当行内幸町営業第二部長 平成16年4月 執行役員業務管理部長 平成17年4月 常務執行役員営業担当役員 平成20年4月 取締役副頭取(現職)	平成20年4月 から2年	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	リスク管理グループ統括役員兼人事グループ統括役員	藤岡 正男	昭和25年8月19日生	昭和49年4月 富士銀行入行 平成14年4月 当行大手町営業第一部長 平成15年3月 執行役員大手町営業第一部長 平成16年4月 常務執行役員営業担当役員 平成18年3月 常務執行役員リスク管理グループ統括役員兼人事グループ統括役員 平成19年4月 常務取締役リスク管理グループ統括役員兼人事グループ統括役員 (現職)	平成19年4月から2年	
常務取締役	企画グループ統括役員兼財務・主計グループ統括役員	平松 哲郎	昭和30年8月28日生	昭和53年4月 第一勧業銀行入行 平成14年4月 みずほホールディングス財務企画部長兼室長 平成15年2月 財務企画部長兼室長兼市場・ALM統括部参事役 平成15年3月 みずほフィナンシャルグループ財務企画部長兼室長兼市場・ALM統括部参事役 平成16年4月 当行人事部長 平成17年4月 執行役員人事部長 平成18年3月 執行役員ヒューマンリソースマネジメント部長 平成19年4月 常務取締役企画グループ統括役員兼財務・主計グループ統括役員 (現職)	平成19年4月から2年	
常務取締役	コーポレートバンキングユニット統括役員	永井 幹人	昭和30年10月28日生	昭和53年4月 日本興業銀行入行 平成14年4月 当行業務推進部副部長 平成15年4月 本店営業第二部長 平成16年4月 本店営業第二部長兼本店営業第九部長 平成16年6月 営業第九部長 平成17年4月 執行役員営業第九部長 平成19年4月 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員(現職)	平成19年4月から2年	
常勤監査役 (常勤)		平形 光男	昭和29年2月5日生	昭和52年4月 日本興業銀行入行 平成12年6月 国際業務部副部長 平成14年4月 当行ポートフォリオマネジメント部長 平成15年12月 コンプライアンス統括部長 平成18年3月 常勤監査役(現職)	平成18年3月から4年	
常勤監査役 (常勤)		根本 啓三	昭和28年6月6日生	昭和52年4月 第一勧業銀行入行 平成14年4月 みずほ銀行大井町支店長 平成15年3月 築地支店長 平成17年4月 丸之内支店長 平成19年4月 当行常勤監査役(現職)	平成19年4月から4年	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)		野崎 幸雄	昭和6年8月19日生	昭和31年4月 東京地方裁判所判事補任官 平成4年3月 仙台高等裁判所長官 平成5年3月 名古屋高等裁判所長官 平成8年8月 退官 平成8年10月 弁護士登録・第一東京弁護士会入会 平成9年6月 第一勧業銀行監査役(平成14年3月まで) 平成12年9月 みずほホールディングス監査役(平成15年3月まで) 平成14年4月 当行監査役(現職) 平成15年1月 みずほフィナンシャルグループ監査役(現職) 平成18年3月 みずほ銀行監査役(現職)	平成19年6月から4年	
監査役 (非常勤)		長谷川 俊明	昭和23年9月13日生	昭和52年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和57年1月 大橋・松枝・長谷川法律事務所パートナー 平成2年1月 長谷川俊明法律事務所開設 平成8年1月 富士銀行顧問弁護士 平成12年6月 監査役(平成14年3月まで) 平成12年9月 みずほホールディングス(現みずほフィナンシャルストラテジー)監査役(現職) 平成14年4月 みずほ銀行監査役(現職) 平成15年1月 みずほフィナンシャルグループ監査役(平成18年6月まで) 平成18年3月 当行監査役(現職)	平成18年3月から4年	
計						

(注) 監査役のうち、野崎幸雄及び長谷川俊明の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当グループは、経営体制のスリム化とスピード経営の実践に努めるとともに、社外取締役の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。今後も引き続き、透明で効率性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行してまいります。

なお、当行は株式会社みずほフィナンシャルグループとの間で「グループ経営管理契約」を締結し、同社の経営管理を受けております。

また、当グループは、「みずほの企業行動規範」を制定し、以下の基本方針を定めております。

・社会的責任と公共的使命

日本を代表する総合金融グループとして、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任に基づく健全な経営に徹します。また、社会とのコミュニケーションを密にし、企業行動が社会常識と調和するよう努めます。

・お客さま第一主義の実践

お客さまを第一と考え、常に最高のサービスを提供します。また、お客さまの信頼を得ることが、株主、地域社会その他全てのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得るための基盤と考えます。

・法令やルールの遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、国際ルールや世界の各地域における法律の遵守はもちろん、そこでの慣習・文化を尊重します。

・人権の尊重

お客さま、役員および社員をはじめ、あらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重して行動するとともに、人権尊重の精神に溢れた企業風土を築き上げます。

・反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

(2) 会社の機関内容

当グループは、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に適応できる経営形態として選択した持株会社体制の下で、顧客セグメント別・機能別の法的分社経営を行い、グループ各社の専門性向上とお客さまニーズへの適応力強化を一段と進めることで、企業価値の極大化に取り組んでおります。

（取締役および取締役会）

当行の取締役会は、7名により構成し、当行の経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。

（監査役）

また、当行は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち2名は社外監査役であります。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っております。

（業務執行）

経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

業務執行においては、頭取が、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として当行の業務を統括しております。

なお、頭取の諮問機関として経営会議を設置し業務執行に関する重要な事項を審議するとともに、以下の経営政策委員会を設置し各役員の担当業務を横断する全行的な諸問題について総合的に審議・調整を行っております。

< 経営政策委員会 >

財務・人事委員会

年度収益計画や、各種経営資源配分、重要な事業ポートフォリオ戦略等に関する審議・調整を行っております。

ポートフォリオマネジメント委員会

ポートフォリオの運営方針や、その運営方針に基づく具体的施策等に関する審議・調整およびポートフォリオモニタリング等を行っております。

A L M ・マーケットリスク委員会

A L M に係る基本方針や、A L M 運営・リスク計画、資金運用調達、マーケットリスク管理等に関する審議・調整および実績管理等を行っております。

I T 戦略委員会

I T 戦略の基本方針や I T 関連投資計画、I T 関連投資案件の開発計画、I T 関連投資案件のリリース、システムリスク管理等の審議・調整および I T 関連投資案件の進捗管理や投資効果の評価等を行っております。

新規業務推進委員会

新商品の開発・販売および新規業務への取組みに関するビジネスプランや各種リスクおよびコンプライアンスの評価等に関する審議・調整、ならびに新商品開発状況の把握、管理等を行っております。

クレジット委員会

与信管理に係る基本事項や、大口与信先等の年間与信方針、個別与信案件等の審議・調整等を行っております。

グローバルシンジケーション委員会

内外のシンジケーション業務全般の業務推進や、内外の投資家向けに販売を行うシンジケート・ローン引受案件等の審議・調整およびシンジケーション業務に関する業務実績管理等を行っております。

新 B I S 規制対応委員会

新 B I S 規制対応に関する事項の審議・調整や、新 B I S 規制対応全体の進捗管理等を行っております。

コンプライアンス委員会

外部の専門家（弁護士 1 名、公認会計士 1 名）が特別委員として参加し、コンプライアンス統括や反社会的勢力への対応、事故処理に関する審議・調整等を行っております。

情報管理・顧客保護等管理委員会

顧客保護等管理および情報管理に関する年度計画、整備改善計画、各種施策の進捗状況や、情報セキュリティに係るリスク管理、個人情報保護法対応、顧客保護等管理および情報管理に関する各種規程類等に関する審議・調整等を行っております。

ディスクロージャー委員会

情報開示に係る基本方針や、情報開示態勢に関する事項の審議・調整等を行っております。

また、経営政策委員会とは別に、特定の諸問題について以下の 6 つの委員会を設置し、それぞれの所管する業務について、協議、周知徹底、推進を行っております。

事業継続管理委員会

「事業継続管理の基本方針」に関わる業務運営についての方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

人権啓発推進委員会

人権問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

障害者雇用促進委員会

障害者の雇用ならびに職場定着推進に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

社会貢献委員会

社会貢献活動に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

環境問題委員会

地球環境問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

オペレーショナルリスク管理委員会

オペレーショナルリスク管理に関する方針等の協議、周知徹底、推進を行っております。

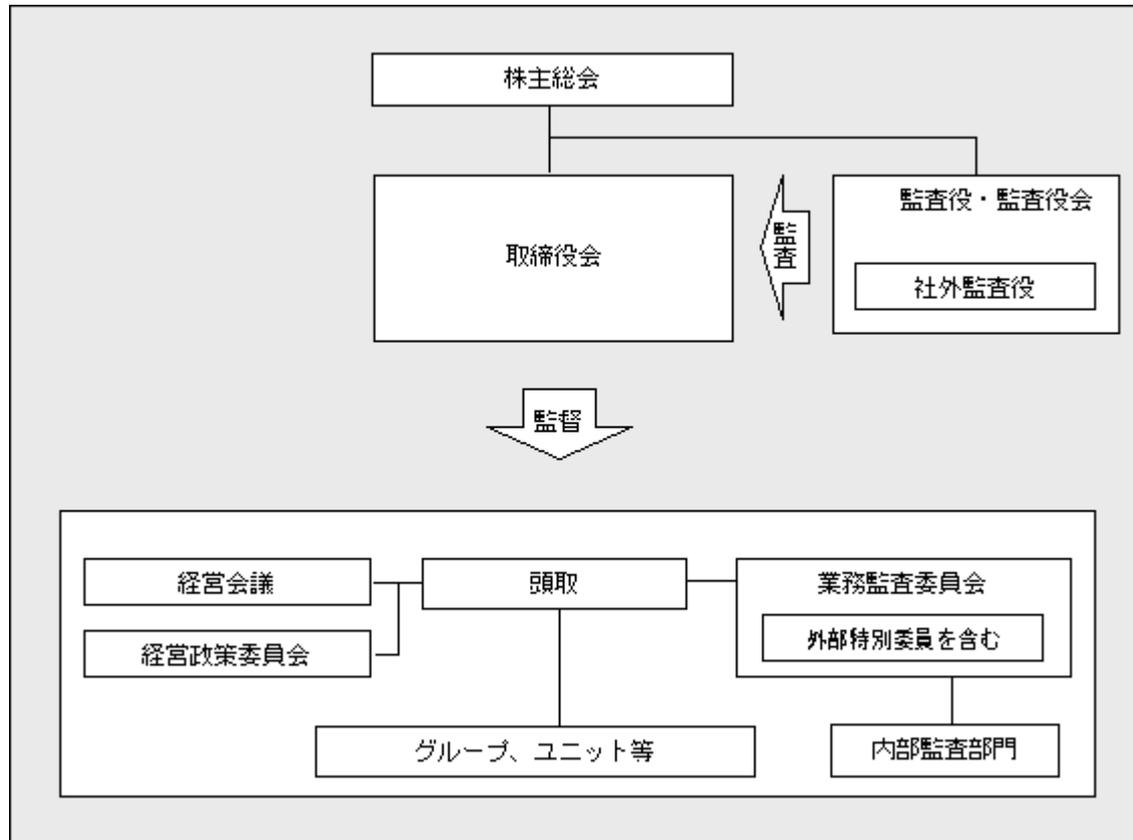
(内部監査部門等)

当行は、頭取傘下の内部監査機関として、業務監査委員会を設置しております。業務監査委員会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項については、すべて取締役会に報告しております。

なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査部門を被監査部門から分離のうえ、業務監査委員会傘下の独立部門としております。

業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家（弁護士1名、公認会計士1名）が特別委員として参加しております。

<当行のコーポレート・ガバナンス体制>



(3) 取締役の定数

当行の取締役は、9名以内とする旨、定款に定めております。

(4) 取締役の選解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

また、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

(5) 中間配当の決定機関

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。これは、必要な場合に株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(6) 株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

また、種類株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(7) 内部統制の仕組み

(内部統制システムについての基本的な考え方および整備状況)

当行では、業務運営部門における自店検査に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等にて牽制機能を確認するとともに、業務運営から独立した業務監査委員会のもとで内部監査部門に属する内部監査所管部署が内部監査を実施することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

なお、当行では、情報管理の重要性を踏まえ、関連規程の整備を行い、情報管理・顧客保護等管理委員会および担当組織の設置等を行うなど、情報管理体制の強化を推進しております。

また、内部管理体制強化の一環として、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示統制の強化を図っております。

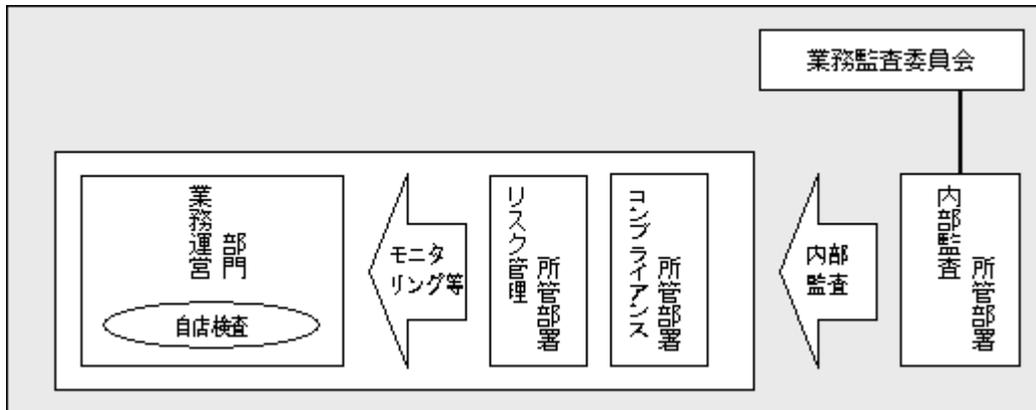
(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況)

当グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する、との基本方針を定めております。

反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握、管理する体制を構築し、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との対決」をグループ共通の重点施策として位置付けております。

また、当行においては、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備に努め、個別事案に対しては、必要に応じ外部専門機関とも連携し、公明正大に対処しております。

< 当行の内部統制の仕組み >



(8) 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当行は、内部監査のための組織として、業務監査部（専任スタッフ 180名）・資産監査部（専任スタッフ 25名）を設置し、取締役会で定める内部監査の基本方針に基づき当行の内部監査を実施しております。

当行の内部監査の結果については、担当役員である内部監査統括役員が定期的及び必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取するとともに、重要な書類等を閲覧し、本店ならびに営業拠点における業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社、会計監査人からの報告聴取等を実施することにより、取締役の職務執行を監査しております。

なお、当行では、内部監査部門、監査役及び会計監査人は、定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連携強化に努めております。

当行の会計監査業務を執行した公認会計士は、松重忠之、江見睦生、茂木哲也、高木竜二の計4名であり、新日本監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略してあります。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当行の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当行の監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、会計士補等20名、その他13名であります。

(9) 会社と会社の社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

当行と、社外監査役との間には、記載すべき利害関係はありません。

(10) 社外監査役との責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結しております。

(11) 役員報酬の内容

当行の取締役に対する報酬額及び監査役に対する報酬額は、以下のとおりであります。

取締役に対する報酬額	297百万円
監査役に対する報酬額	66百万円

(12) 監査報酬の内容

当行の新日本監査法人への公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬額及び左記以外に係る報酬額は、以下のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬額	128百万円
上記以外に係る報酬額	38百万円